

汚染土壌処理業許可申請の添付書類

(汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項)

- 一 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 二 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面
- 三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 四 埋立処理施設又は自然由来等土壌利用施設にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 五 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法を明らかにする書類
- 六 汚染土壌の処理工程図
- 七 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- 八 他に法第二十二條第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十七條第一項の許可証の写し
- 九 埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し
- 十 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、公有水面埋立法第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認を受けたことを証する書類の写し
- 十一 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- 十二 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額並びにその資金の調達方法を記載した書類
- 十三 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十四 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 十五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 十六 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 十七 申請者が法第二十二條第三項第二号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書類
- 十八 申請者が法第二十二條第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第十四條第二項第十四号及び第十六條第二項第十二号において同じ。)
- 十九 申請者が法人である場合には、法第二十二條第三項第二号ホに規定する役員の住民票の写し
- 二十 申請者に令第六條に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 二十一 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じた汚水(以下「汚水」という。)の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水(以下「排水」という。)及び排水に係る用水の系統を説明する書類

二十二 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、排水水及び排水に係る用水の系統を説明する書類

二十三 排水口(汚染土壤処理施設に係る事業場から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に排水水を排出し、又は下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)をいう。以下同じ。)に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。)における排水水の水質の測定方法を記載した書類

二十四 汚染土壤処理施設の周縁の地下水(埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壤の埋立てを行う施設又は自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤海面埋立施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。)の水質の測定方法を記載した書類

二十五 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壤処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出(以下「飛散等」という。)を防止する方法を記載した書類

二十六 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあつては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法を記載した書類

二十七 自然由来等土壤利用施設のうち自然由来等土壤構造物利用施設にあつては、自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法を記載した書類

二十八 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壤の処理に伴つて生じ、排水口(これらの施設において生ずる第四条第一号ヲ(1)から(6)までに掲げる物質、令第一条第十三号に掲げる物質及びダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(ハ)及び第五条第二十一号ロにおいて同じ。)(以下「大気有害物質」という。)を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十九 自然由来等土壤利用施設にあつては、自然由来等土壤から異物除去、自然由来等土壤の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壤と当該自然由来等土壤以外の土壤(土壤の汚染状態が全ての特
定有害物質の種類について規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合するもの又は自然由来等土壤に限る。)との混合(以下「土質改良」という。)を行う場合にあつては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壤の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類

三十 法第二十七条第一項に規定する措置(以下「廃止措置」という。)に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

三十一 汚染土壤処理施設において処理した汚染土壤であつて規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壤処理施設以外の汚染土壤処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壤処理施設(以下「再処理汚染土壤処理施設」という。)について法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十七条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壤処理施設において当該汚染土壤の引渡しを受けることについての同意書